昭和 45 年 10 月 27 日条例第 5 号

改正 昭和 58 年 3 月 30 日条例第 5 号 平成 5 年 11 月 8 日条例第 4 号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところに よる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第5号 の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 千万円以上の工事又は製 造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に 付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産又は動産の買入れ又 は売払い(土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年8月21日から適用する。

附 則(昭和58年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成5年11月8日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。